



羽の情報便

平成二十五年度税制改正のポイント①

1. 所得税

所得税は、2015年分の所得から最高税率(現行40%)が45%に上げられます。45%が適用されるのは、年収から給与所得控除(経費)や基礎控除(38万円)、配偶者控除などを差し引いた「課税所得」のうち、「4,000万円超」の部分です。課税所得が4,000万円以下の人には影響はありません。

消費税率の引上げに対する低所得者層の不満が根強い中、富裕層への課税を強化することで、所得格差がさらに広がるのを防ぐ狙いがあります。

現行の税率は、課税所得に応じて、5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階ありますが、これに45%を加えて7段階に変わります。45%の税率は、課税所得全体にかかる仕組みでなく、4,000万円超の部分にかかります。

現在は、課税所得が5,000万円の人の場合、1,800万円超の部分に40%の税率がかかっています。15年分の所得からは1,800万円超～4,000万円に40%、4,000万円超に45%の税率がかかります。この結果、50万円増税となります。同様に、課税所得が6,000万円の人は100万円の増税となります。

財務省の試算では、45%が適用されるのは、日本全体で約5万人で、所得税納税者数5,052万人(09年)の0.1%に過ぎません。年600億円程度の増収効果が見込まれています。

2. 相続税

遺産を受取った遺族にかかる相続税は、15年1月から最高税率が50%から55%に上がり、課税対象となる遺産額が6億円超の部分に適用されます。2億円超～3億円の部分に適用する税率も40%から45%に上がります。税率は10%～50%の6段階から、10～55%の8段階に増えます。

法定相続人の数に応じて、課税対象の遺産を少なくできる基礎控除も、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人」から「3,000万円+600万円×法定相続人」に4割縮小します。現行では例えば、夫が亡くなって、妻と子供2人に遺産を残した場合、遺産額が8,000万円以下なら相続税はかかりません。ですが、15年1月からは遺産額が4,800万円を超えると、配偶者控除などがなければ相続税がかかる計算になります。

しかし、地価が高い都市部では、増税の影響が大きくなり過ぎる懸念もあります。遺産に自宅用の宅地が含まれる場合、現行では240平方mまでであれば評価額を80%減らし、相続税を計算する際の遺産額を減らせる特例措置があります。この上限を15年1月から330平方mに拡大します。

3. 贈与税

人から財産をもらった時にかかる贈与税は、お年寄りから若い世代への資産移転を促す仕組みにします。

例えば、13年4月～15年末に、祖父母が孫などに将来の教育資金(従業員や入学金など)をまとめて譲り渡した場合、1人あたり1,500万円までなら贈与税がかからないようになります。

利用には金融機関に孫や子供名義の口座を開設し、そこで管理する必要があります。ただ、孫らが30歳になった時点で口座に使い残しがあれば贈与税が課税されます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

年金暮らしをしています。税金のことは全くわからないのですが、確定申告をした方が良いのでしょうか？

確定申告した方がよいかどうかは年金の種類、年金収入の金額、年齢その他により異なりますが、年金収入の金額等により確定申告をしなければならぬ場合と確定申告をした方がお得な場合とがあります。

年金には、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの公的年金等と呼ばれるものと生命保険契約による年金などの公的年金等以外の年金(個人年金)と呼ばれるものの二種類があります。これらは、それぞれ計算方法が異なりますが、これらの年金収入が一定額(年齢等により異なる)を超える人は確定申告の必要があります。

しかし、一般的に年金以外の収入のない方は申告不要である場合が多く見受けられます。(個人年金を沢山もらわれている方はあてはまりませんが...)

確定申告するとお得な場合とは、年金から源泉徴収されている所得税が還付される場合です。生命保険料控除や社会保険料控除、障害者控除、寡婦控除などは年金から源泉徴収されている所得税には加味されておりませんので、これらの適用を受けるため、及び医療費控除等を受けるためには確定申告をしなければなりません。また、年金を確定申告すると住民税を申告する必要がなくなりますので面倒な手続きがひとつなくなります。



税金・保険のまめ知識 (第68回)

中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)

取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度で、中小企業者の方々の取引先に不測の事態が生じたときの資金手当をする制度です。毎月一定金額を掛け、万が一、取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難になった場合、共済金の貸付金を受取ることができます。

1. 加入資格

1年以上継続して事業を行っている中小企業者または個人事業者で条件に該当する方です。

2. 掛金について

掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲(5,000円刻み)で自由に選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

3. 共済金について

加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。

4. 一時貸付金について

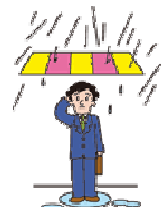
取引先事業者に倒産の事態が発生していなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

5. 解約手当金について

共済契約者は任意に解約することができます。また、12ヶ月以上の掛金を払い込んだ方には解約手当金が支払われます。

6. 承継について

個人事業の相続や法人(会社など)の合併や事業の全部譲渡などが発生したときに、一定の要件を満たしていれば、事業を引き継ぐ相手に共済契約者の地位も引き継ぐことができます。



2月の税務カレンダー

2月12日(火)

1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



2月28日(木)

12月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

生命保険の基礎知識(4)

～保険の約款を読んだことありますか?～

保険料の払込方法

月払、半年払、年払

毎月、半年ごと、1年ごとに払い込む方法です。一般的に、月払より半年払、半年払より年払など、まとめて払い込む方法をとるほど保険料が割安です。払込方法が「半年払・年払」の場合、解約などで保険契約が消滅したときや、保険料の払い込みが免除されたときには、まだ経過していない月分の保険料相当額が返還されます。月払については、保険料の返還はありません。

一時払、頭金

一時払は、契約時に保険期間全体の保険料を1回で払い込む方法です。頭金は、契約時に保険金額の一部に対応する保険料を1回で払い込む方法です。解約などで保険契約が消滅したときの保険料の返還はありません。

前納、一括払

前納は「半年払」「年払」の保険料を、一括払は「月払」の保険料をまとめて数回分払い込む方法です。前納・一括払されたお金は生命保険会社が預かり、もともとの払込期日(応当日)が来るつど保険料に充てられます。契約が途中で消滅した場合には、払込期日が到来していない(保険料にまだ充てられていない)部分の前納金・一括払込金は返還されます。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(42)

知ってるようで知らない二十四節気とは?-その2-



『清明』 せいめい

4月5日頃、辰月の正節で、「清浄明潔」を略したものと言われ、桜や草木に花が咲き始め、万物に清らかで明るい気が溢れます。

『穀雨』 こくう

4月21日頃、辰月の中気。春の終わりの節気で春雨の降ることが多くなり、田畑を潤すため、穀物の種まきとその成長の好明となります。

『立夏』 りっか

5月6日頃、巳月の正節。山野に新緑が目立ち、風もさわやかになり、ようやく夏の気配が漂い始めます。このころからかえるが鳴きはじめます。

『小満』 しょうまん

5月21日頃、巳月の中気。万物が次第に長じて満つるという意味で、草木も茂り植物は実を結び、田植えの準備に入ります。



今月のコラム

寒い日が続いています。春が来るのがまっちどおしい今日この頃ですが、ある雑誌で読んだ驚きの記事のお話。こんな厳冬の時期、風邪やインフルエンザでもないのに体の不調を訴える人が増えているとか。炭水化物や甘いお菓子が無性に食べたくなったり、いくら寝ても眠気が取れない、朝は寒さだけでなく倦怠感と憂うつ感でなかなかベッドから出られなくなるというもの。集中力ややる気が失せていつも眠い・・・「冬季うつ」という症状があるのだそうです。通常のうつ病とは違う病気で、昼間の時間が短くなり、目を感じる光の刺激が減ることで、精神を安定させる脳内セロトニンという物質が減ってしまい、うつ状態を起こすのだそうです。昼間の時間が延び、体感温度が上がってくる三月中旬ごろに自然に治るのが通常とのことですが、不安感にとらわれすぎると春以降にうつ病へ移行する場合もあるそうなので注意が必要です。

最近のもう一つの驚きの出来事、ロシアの巨大隕石落下のお話です。大気圏への突入前には、重さがなんと一万吨、直径が十七メートルもあったとのことですが、意外にも隕石は頻繁に地球に落下しているそうで、小さいものは大気中で燃え尽きて俗にいう流星になり、大きいものは燃え残って地表に落下します。小さな隕石は三日に一回、大きなものは年に一回ほど落ちるそうです。外を歩く時は空を見上げながら十分注意して歩きましょう。(笑)



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

春が待ちどおしいこの季節、
お仕事も頑張りましょう！

